社会福祉法人県央福祉会塚野目職員寮建設工事
（設計・施工一括発注）仕様書

社会福祉法人　県央福祉会

１　適用

（１）　本仕様書は、社会福祉法人県央福祉会塚野目職員寮建設工事の設計・施工・工事管理（以下「本工事等」という。）に適用する。

（２）　本工事等を実施するにあたっては、本仕様書によるほか「フラット35 対応木造住宅工事仕様書」及び発注者が指定する監督員（以下「監督員という。」）との協議・指示による。

２　設計・施工一括発注の目的

（１）　社会福祉法人県央福祉会塚野目職員寮の建設にあたっては、職員の通勤にかかる負担を軽減し、共用部分を通じて社会性の醸成やコミュニケーション能力の向上育むとともに、生活のコストを抑える良好な住環境を与えることを目的にする。

（２）　設計にあたっては、多様化及び高騰化している建設工事について、最新の高度な技術やノウハウを駆使した提案を求め、高品質で低価格の建物を建設することを目的とする。

３　工事範囲等

別図（配置計画図・案内・仕上げ表、１階・２階平面図及び現況レベル表示図・外構工事標準断面図）に基づく当該施設の設計、建設及び外構工事並びに設計、施工及び工事完了に伴い必要な各種申請を行うこととする。各種申請費用、負担金及び納付金を含むものとする。

４　期間

本工事の期間は、契約日から令和９年３月 31 日迄とする。期間内に必要な諸官庁への届け出、申請及び検査並びに工事及び契約上の完了検査を完了させ、必要書類等を整え、引き渡しを行うこと。ただし、予定期間内に工事が完了しないと見込まれる場合は、発注者と協議を行うものとする。

５　管理技術者(設計)

管理技術者は、技術士（建設部門）又は一級建築士とする。

６　監理技術者等(工事)

実務経験５年以上を有した者のうち、建設業法第 26 条の規定に基づく主任技術者及び監理技術者（建設業法による一級建築施工管理技士で監理技術者資格者証を有する者に限る。）１名を定め、監理技術者届に経歴書を添えて監督員に提出し、承認を受けた上で、本工事に専任で配置すること。

7　現場代理人

建設業法第 19 条の規定に基づく一級建築施工管理技士の資格を有する者１名を現場代理人と定め、現場代理人届に経歴書を添えて監督員に提出し、承認を受けた上で現場代理人とすること。

また、本工事の期間中は、工事現場に常駐させること。

なお、監理技術者と現場代理人は兼務してもよい。

8　打合せ

受注者は本工事等を適切かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、各業務（設計・施工・工事監理）の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。本工事等着手時及び業務の区切りにおいて、管理技術者及び監理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

管理技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

本仕様書に含まれていない、カーテン及び備品等の工事については、別途工事とする。

9　業務計画書

受注者は契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

・業務概要　・実施方針　・業務工程
・業務組織計画　・打合せ計画　・成果品の内容、部数
・使用する主な図書及び基準　・連絡体制（緊急時含む）
・その他（監督員が指示する事項）

10　現地調査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地調査を行い、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。また、地質調査においては、スウェーデン式サウンディングを行うものとする。

11　成果品の提出

提出する成果品は、下記の通りとする。

項目	サイズ	成果品数	備考
1　実施設計図	A2 版 A3 縮小版 電子データ	3 部 2 部 1 部	
2　報告書			
①　設計業務等成果概要	A4 版	1 部	
②　地盤調査報告書	A4 版	1 部	
③　数量計算書	A4 版	1 部	
④　打合せ記録簿	A4 版	1 部	
⑤　工事写真	A4 版	1 部	
⑥　品質証明書	A4 版	1 部	
⑦　出荷証明書	A4 版	1 部	
3　確認申請及び関係法令に基づく申請 各申請	A4 版	1 部	

※電子データについては、オリジナルデータ（word・excel・cad 等）及びその PDF データを納品すること

※作成した図面のオリジナルデータは DXF 形式又は JWW 形式で納品すること。